

一般競争入札に関する公告

独立行政法人情報通信研究機構の役務の提供等に係る一般競争入札について、下記のとおり公告する。

平成23年1月27日

独立行政法人 情報通信研究機構
契約担当理事 鈴木 茂樹

- 1 請負件名
沖縄センター無人観測施設警備業務請負作業
詳細別紙仕様書のとおり
- 2 請負期間および請負場所
別紙仕様書のとおり
- 3 競争参加資格
 - (1) 当機構競争参加資格「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。
 - (2) 物品等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成19年4月16日07財務部通知第2号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。
 - (3) 下記4で求められた書類を提出し、応札者としての条件を満たした者であること。
- 4 入札者に求められる義務等
入札に参加しようとする者は、本件の履行にあたって資格・要件を有することの証明として、次に示す書類を提出しなければならない。
 - (1) 競争参加資格審査結果通知書の写し
 - (2) その他入札説明書で求める書類等
- 5 入札関連書類の掲載期間
平成23年1月27日 から 平成23年2月10日 まで
- 6 入札書等提出書類の受領期限並びに提出場所（郵便による場合も同様）
平成23年2月21日 17:00 必着
東京都小金井市貫井北町4-2-1
独立行政法人情報通信研究機構 財務部会計室
役務契約チーム (TEL:042-327-6078)
- 7 開札の日時及び場所
平成23年3月2日 14:40
独立行政法人情報通信研究機構 研究本館1階 入札室
- 8 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 11 入札保証金および契約保証金
免除

「仕様書等修正」「質疑応答情報」のお知らせ方法の変更について

入札説明書等は財務部窓口で交付しておりましたが、“物品・役務契約”案件はより多くの業者様に参加いただけるよう、ウェブサイトに掲載することといたしました。

これに関連して、一部対応が変更となりますので、お知らせいたします。

記

(1) 仕様書等の修正、資料追加のお知らせについて

修正等がある場合、従前は入札説明書等を取りに来ていただいた業者様にメール、FAXで連絡しておりましたが今後は行いません。修正等がある場合、ウェブサイト上に掲載しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

(2) 仕様書の質疑応答の情報について

仕様書に関して質疑応答があった場合、入札説明書を取りに来られた業者様にメール、FAXで情報提供を行っていましたが今後は行いません。

質疑応答があった場合にはウェブサイト上に掲載しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上

件名	沖縄センター無人観測施設警備業務請負作業	
提出書類・部数	入札書、下見積書、資格審査結果通知書の写し 各1部 <u>※入札書は開札日に開封します。その他の提出書類は、開札前に審査しますので、同封しないでください。</u> <u>※委任状は開札日当日にお持ちください</u>	
入札説明会	なし	なし
提出期限	平成23年2月21日	17:00
開札日	平成23年3月2日	14:40
開札場所	情報通信研究機構 本部 入札室 <u>※当日は入札室へ直接お越しください。</u> <u>※印鑑、及び予備の入札書3枚をご持参ください。</u>	
掲載書類	入札説明書 委任状 委任状記載例 入札書 入札書記載例 仕様書 契約書（案）	

★ 当該契約は2年の複数年契約です。下見積書および入札書には2年の総額を記載して下さい。

★ 入札等に関するお問い合わせ・仕様内容に関する質問事項については、Eメールにて当機構ホームページの“調達情報”の書式にありますフォーマットにより事務担当までご連絡いただきますようお願いいたします。なお、仕様書内容に関する質問事項の受付期限は、当機構ホームページ“調達情報”に示す、“入札説明書交付期限”の翌々日の午前中とさせていただきます。
※土日祝日の場合には翌営業日の午前中とします。

★ 開札日は守衛室で受付後、5分前を目処に入札室へ直接お越しください。なお、委任状は入札室にて受理いたします。

事務担当： 役務契約チーム 尾辻
TEL/FAX： 042-327-6078/7591
Eメール： otsu@nict.go.jp
住所： 184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

入札説明書

(役務 最低価格落札方式)

独立行政法人 情報通信研究機構

1. 入札資格

- (1) 次項に該当する者は、本入札に参加する資格を有しないものとする。
- (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。
- (イ) 次の各号のいずれかに該当する事実があるため、当機構が不相当と認めた者。
- ① 契約の履行に当たり故意に作業を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
 - ④ 当機構職員による監督又は検査の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なしに契約を履行しなかった者
 - ⑥ その他、当機構に損害を与えた者
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があるため当機構が不相当と認めた者を、代理人、支配人及びその他使用人として使用した者
- (2) 競争参加資格
- (ア) 当機構競争参加資格、「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。
又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。
- (イ) 入札書の提出期限の日から開札までの期間に、当機構から「物品等の契約に係る指名停止等の措置要領」（平成19年4月16日07財務部通知第2号）に基づく指名停止を受けていないこと。
国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 競争参加資格の審査申請
競争参加資格を有しない者で本件入札に参加を希望する者は、速やかに資格審査申請を行わなければならない。
<問合せ及び申請書の提出先>
〒184-8795 東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号
情報通信研究機構財務部会計室役務契約チーム TEL 042-327-6115

2. 提出書類

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類を提出しなければならない。
- (ア) 入札書（封筒に入れ密封）
- (イ) 委任状（代理人による場合） ※委任状は開札日当日にお持ちください。
- (ウ) 競争参加資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書の写し等）
- (エ) 当機構の交付する仕様書に基づく下見積書（別紙1参照）
- (2) 当機構へ提出する書類については、入札者において準備、作成することとし、作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- (3) 当機構がいったん受領した書類は、返却しない。
- (4) 原則として、入札者が提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者が自己の有利を目的に、提出する書類に虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断された場合は、無効とする。

3. 入札書の記載方法

- (1) 入札書の作成及び提出方法
- (ア) 入札書は日本語で記載すること。なお、金額については邦貨（円）とする。
- (イ) 入札書は当機構所定の様式によること。
- (ウ) 入札書に記載する事項は次のとおりとする。
- ① 入札金額 ※落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消

費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札金額は、作業に要する一切の諸経費を含めたものとする。

②入札件名

※仕様書の通り

③単位・数量

※仕様書の通り

④入札年月日

※提出年月日とする

⑤入札者氏名及び押印

※法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者氏名並びに印とする。外国業者にあっては、押印は署名をもって代えることができる。

(エ) 入札書を提出する場合には、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開札「〇〇（※入札件名）」の入札書在中」と朱書しなければならない。

(オ) 郵便等による場合は、前記（エ）により作成し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめて別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、提出期限までに事務担当まで郵送（必着）しなければならない。なお、入札回数は4回までのため、提出は4枚までとする。また、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(カ) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(2) 無効の入札書

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(ア) 本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者（資格審査が開札時までには終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったものを含む）の提出した入札書

(イ) 入札日時までに入札場所に提出されない入札書

(ウ) 委任状の無い代理人により提出された入札書

(エ) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者により提出された入札書

(オ) 2通以上の同時の入札書

(カ) 記載事項が不備な入札書で次に該当するもの

①入札金額が不明確なもの

②入札件名等が示したものと異なるもの

③入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載のないもの

④その他記載事項が不備又は判読できないもの

⑤金額及びその他記載事項を訂正したもの。訂正印使用も無効とする。

(3) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(4) 代理人による入札

(ア) 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名及び名称又は商号並びに代理人であることを表示の上、当該代理人の氏名及び印（外国人の署名を含む）を記名、捺印するとともに、開札時まで当該代理人に係る委任状を提出しなければならない。

(イ) 入札者または、その代理人は本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

4. 入札保証金及び契約保証金 免除

5. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

(2) 落札者は、競争参加資格をすべて満たし、当機構で定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない当機構の職員を立ち合わせて行う。

(4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。また、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- (5) 入札者又はその代理人は、当機構の契約担当等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合以外には、開札場所を退出することができない。
- (6) 開札において、各入札者の入札がいずれも予定価格に達しない場合には、直ちにその場で再度の入札を行う。なお、当該入札回数は4回までとする。
- (7) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない当機構の職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- (8) 落札者を決定したときは、落札者の氏名及び落札金額を各入札者に通知する。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
- (9) 当該落札者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、価格の最も低いものをもって落札者とする。

6. 契約条件等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の作成
 - (ア) 競争入札を行い契約の相手方が決定した時は、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
 - (イ) 契約書は、別紙契約書（案）により2通作成し、双方各1通を保管する。
 - (ウ) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は当機構所定のものを交付する。
 - (エ) 当機構の契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名、押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約代金の支払方法、支払の場所及び時期
 - (ア) 契約代金は、銀行振込によりあらかじめ届出のあった指定金融機関への振込みとする。
 - (イ) 契約代金は、契約の履行後に当機構が行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日を含む月の翌月末までに支払うものとする。
- (4) 落札者が契約の締結を辞退し、又は契約書の提出をしない時は、この落札は無効とする。

下見積書作成要領

下記により下見積書を作成し、提出期限までに御提出いただきますようお願いいたします。

- * 複数年契約の場合は、複数年分の総額を見積願います。
- * 積算額については、作業に要する一切の諸経費を含めた総額で見積願います。
- * 見積の内訳については、1式とすることなく、仕様書による各作業項目毎に、労務費（時間数×労務単価表示にて）、諸経費等詳細に明示願います。また、同労務単価及び諸経费率等の確認ができる証明書類（社内規程写し等）の資料を添付願います。資料においては、御社規程上は、1人日が何H、1人月が何日かという部分もお知らせください。
- * 現地対応等で、旅費・宿泊費等が発生する場合は、これに対する社内規定等、その内容を確認できる資料（写し等）を添付願います。当該資料に関して、部外秘等の扱いがある場合は、当該費用の御社内価格証明書等の作成（適宜様式）をお願いいたします。また、交通費、運賃等については、既に消費税相当額が含まれたものがほとんどですので、別項目計上或いは、消費税相当額を割戻し計上してください。
- * 本業務実施にあたり下請け等の作業が発生する場合は、下請者の御見積（写し）も添付ください。
- * 既製品の購入等がある場合は、その製品名、型番をあきらかにし、当該品のカタログあるいは、仕様書等を添付ください。また、製品定価のあるものは、その価格表もあわせて添付ください。（購入会社の見積がある場合は、その写しでも結構です。）
- * 見積上労務費以外の経費が発生する場合（諸経費除く）、何に要する経費が明らかにしてください。
- * 出精値引のある場合については、必要経費等積上げ後、消費税を計上する前に値引き処理願います。

委任状

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構
契約担当理事 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

受任者氏名
及び使用印

印

委任事項 独立行政法人情報通信研究機構において行われる、以下の入札に関する一切の権限

件名 沖縄センター無人観測施設警備業務請負作業

記載例

記入箇所

委任状

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構
契約担当理事 殿

住所
会社名
代表者名

社印 代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

受任者氏名
及び使用印 印

※開札時に代表者の方が立ち会えない場合、本紙を作成の上御提出ください。上記受任者は入札立会者の名称でお願いいたします。また、競争参加資格の取得者が、御本社であり、入札契約行為が営業所対応となるような場合は、各権利（契約の件、入札の件、代金収受の件等）委任を証明する委任状もあわせて御提出ください。（様式適宜）

委任事項 独立行政法人情報通信研究機構において行われる、以下の入札に関する一切の権限

件名 沖縄センター無人観測施設警備業務請負作業

※委任状は開札日当日にお持ちください

入札書

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構
情報通信研究機構契約担当理事 殿

入札者 氏名 _____ 印

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

金 _____ 円

内 訳

品名及び規格	単位	数量	単価	合価
沖縄センター無人観測施設警備業務請負作業	式	1		

金額は、複数年分の契約希望総額の100/105に相当する金額であること。

記載例

入札書

独立行政法人 情報通信研究機構
 情報通信研究機構契約担当理事 殿

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

金 円

提出日 平成 年 月 日

会社名
 代表者名 社印 代表印

入札者 氏名

受任者 印

委任状と同じも

記入箇所

委任された方
 ※入札日に提出される1回目の札には不要です。
 開札時に会場で受任者の方が記載頂く2回目以降の札には必要で

内 訳

入札価格(入札説明書
 3(1)(ウ)①参照)

品名及び規格	単位	数量	単価	合 価
沖縄センター無人観測施設警備業務請負作業	式	1		<input type="text"/>

- (注1) 金額は、複数年分の契約希望総額の100/105に相当する金額であること。
- (注2) 入札書は、封筒に入れ密封してください。
- (注3) 開札日当日には、予備の入札書3枚をご持参ください。

仕 様 書

- 1 件 名 沖縄センター無人観測施設警備業務請負作業
- 2 目 的 本作業は、沖縄センター無人観測施設等における建物及び付属施設での火災並びに盗難等を未然に防止するべく警備作業を行う。
- 3 請負期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
- 4 請負場所
 - ① 沖縄県国頭郡大宜味村饒波比謝 1321-1
大宜味大気観測施設
 - ② 沖縄県国頭郡大宜味村饒波比謝 1321-1
大宜味電波観測施設
 - ③ 沖縄県名護市源河 2575
名護降雨観測施設
 - ④ 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 1157-1
与那国海洋観測施設

5 作業内容

本作業は、沖縄センター無人観測施設等における建物及び付属施設での火災並びに盗難等を未然に防止するべく警備作業を行う。機械警備システム（異常感知装置、自動通報装置等を施設に設置し、警備員による対応を組み合わせた警備活動）にて警備を行う。

警備装置作動中は一般加入電話回線を利用して常時監視し、異常発生時は直ちに当所担当者に連絡するとともに、必要に応じて関係機関へ通報して事態に対処を行う。

- (1) 警備任務作業
 - ① 不審者、不法行為者の早期発見と措置
 - ② 警備対象物件の異常の発見、通報及び緊急措置
 - ③ 火災の早期発見と初期消火の対処
 - ④ 商用電源の停電・復電及び発電機の稼動状態の監視
 - ⑤ 盗難の早期発見と阻止
 - ⑥ 機械警備システム用に警備対象物件に設置された異常感知装置、自動通報装置（以下警備用装置類と言う）の点検操作
 - ⑦ その他不測事態の防止と阻止
 - ⑧ その他警備委託者側の指示事項

(2) 実施要領

- ①警備用装置類は、発生した異常事態を受託者の監視センター（以下監視センターと言う）に自動的に通報する機能を有するものとする。
- ②発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置をすみやかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生事態の詳細についての的確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備用装置類は、発生した異常事態を映像及び音声により感知・記録する機能及び異常を感知した警報装置を特定できる機能を有するものとする。
- ③監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させると共に、必

要事項を指示するものとする。

④監視センターでは、上記(2)の警備機器類の機能に基づき、警備対象物権の異常事態の内容を映像及び音声で的確に捉え、必要に応じ不審者、不法行為者に音声による警告を行い、警備目的を達成する。

⑤監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めるときは、あらかじめ届け出を受けた委託者の責任者へ電話にて緊急連絡すると共に、必要に応じて所轄消防署並びに警察署に通報すること。

⑥受託者の巡回警備員は、受託者の警備センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物権の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。

⑦警備対象物件に到着した受託者の巡回警備員は、異常事態確認後その拡大防止措置をとり、受託者の監視センターにその状況を報告すること。

⑧受託者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行い、最終退出車は警備対象物件の施錠確認を行い、警備システムを「ON（＝警戒）」の状態にし、退出する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。

⑨受託者の最先出勤者は、警備対象物件に入館時、警備システムを「OFF（＝警戒解除）」の状態にして入館する。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。

(3) 警備仕様

①使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能を有するものとする。

②受託者による機械警備システムの操作運用（機械警備 ON（警戒）および OFF（警戒解除））においては、容易な複製が不可能である専用のカードを利用するものとする。

③自動通報装置は、停電時においても 30 分以上のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。

④主たる異常感知装置においては、異常事態発生感知や映像と音声の認識が一つの装置で可能であり、異常発生の状況を映像と音声によって監視センターに送信できる機能を有するものとし、かつ侵入者に対して異常感知装置が感知、作動したことを知らせめないよう、監視エリア内の照明が点灯していない状態でも監視センターで映像の確認ができる機能を有するものとする。

⑤計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、異常感知装置は、正常な監視を妨げる行為や設置位置を強制的に変更する行為等がなされたことを感知する機能を有する。また、それが正常な機械警備委託業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。

⑥自動通報装置においても、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中であったり外部からの通話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して監視センターに送出することができる機能を有するものとする。

⑦盗難に関する異常が発生した場合にそれを阻止するための的確かつ迅速な措置を講じるために、警備機器類は、異常発生場所の識別及び異常発生原因等の状況を、警備データ、映像及び音声にて監視センターへ通報できるものとする。

⑧警備機器類は被害拡大防止のため、監視センターから遠隔で、不審者あるいは不法行為者に音声により警告が行える機能を有するものとする。

⑨機械警備システムは、双方向データ通信が一本の回線で行える機能を有するものとする。その目的は、委託者が警戒状態への移行操作を忘れた際の監視センターからの警戒状態移行操作のため、あるいは警戒状態への移行操作を行うための専用カードを紛失した際等、この不正使用防止のためのデー

タ移行が速やかに実施できるためのものである。また、これらを実施した際の記録は監視センターで記録し、委託者の要請があった場合は速やかに提出、報告を行えることとする。

⑩監視センターでは、異常の発生がない限り、警備対象物件の内部の状況は見聞きできない機能となっていること。

6 貸与品の有無

無し

7 報告

受託者は警備対象物権の異常対処の内容について、速やかに委託者に報告書を提出すること。

8 注意事項

(1) 警備上必要な鍵、カード等は、委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預かり受領証により、その所在を確認できるようにすると共に、厳重に取り扱い保管するものとする。

(2) 業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は下記の金額を限度として賠償の責任を負う。

「対人賠償、対物賠償各あわせて1事故10億円とする」

(3) 警備実施上、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度担当官と協議して取り決めるものとする。

(4) 本作業仕様書は、作業の大要を示したものであるから、詳細については当初担当者と打ち合わせの上、行き違いのないよう実施すること。

(5) 本仕様書に記載のないものであっても、本作業の完了に必要なものは、請負金額の範囲内でこれを行なうこと。

(7) 本作業実施中、建築物、工作物等を汚損、き損等をした場合は、請負者の責任においてこれを原状に復すること。

(8) 本仕様書に記載の無い事項については、関連法令等に基づき実施すること。

(9) 前年度に当作業を請け負った者以外が当作業を落札した請負者で、前業者からの引継ぎが必要な場合は、請負者の責任で前業者から引継ぎを受け、請負期間到来後は速やかに作業を遂行すること。

契約 番号	平成23年度	契約 月日	平成23年4月1日
----------	--------	----------	-----------

作業請負契約書

(契約保証金免除)

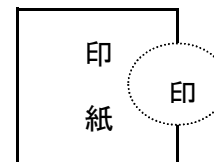
件名 沖縄センター無人観測施設警備業務請負作業

作業場所 仕様書のとおり。

作業期間 平成 23 年 4 月 1 日 から
平成 25 年 3 月 31 日 まで

契約金額 金 _____ 円 (うち消費税及び地方消費税額 _____ 円) 也

この消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて算出した額である。



年 度	合 価
23 年 度 (平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日)	
24 年 度 (平成24年4月1日 ~ 平成25年3月31日)	
計	-

上記の契約について、独立行政法人 情報通信研究機構 契約担当理事 鈴木 茂樹 を甲とし、

請負者

を乙とし、次の条項により契約する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の作業を誠実に実施し、甲の指定する日時までに完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項または仕様書に疑義があるときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、乙は第8条の規定による監督職員の指示に従うものとする。

3 乙は、本契約の締結後、甲が特に必要ないと認めた場合を除き、速やかに図面及び仕様書に基づく作業費内訳明細書及び工程表（各1通）を作成し、甲に提出して、その承認を受けるものとする。

(権利義務の承継)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を一括して第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(施設等の使用)

第3条 甲は、この契約の履行に必要な施設等を乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設等の使用にあたっては、善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。

3 乙は、故意または重大な過失によって、第1項の施設等をき損したときは、甲の指定する期間内に原状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。

4 作業に必要な光熱水料は、甲の負担とする。

(作業員)

第4条 乙は、作業を履行するにあたり甲の建物、敷地内へ立入る必要があるときは、あらかじめ甲に書面により作業員名簿を通知するものとする。

(下請業者)

第5条 乙は、本契約に関する業務の一部を、乙の責任において下請業者に再委託することができる。この場合、乙は甲に対し、その旨をあらかじめ書面により届け出なければならない。

2 前項の場合において、下請業者の行為はすべて乙の行為とみなすものとし、乙は本契約において負う責任を免れることはできない。

(作業内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、作業の内容を変更し、若しくは作業を一時中止することができる。この場合において、請負金額又は請負期間を変更する必要がある時は、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰しがない事由がある場合は、この限りではない。

(代理人)

第7条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の場合において、代理人の行為はすべて乙の行為とみなすものとする。

(監督)

第8条 甲は、乙の契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は監督職員を定め、契約条項及び仕様書等に基づき、作業内容、使用材料、工程等に関し、指示、その他の方法により必要な監督を行わせることができる。

2 甲は、監督職員を定めたときは、その職員の氏名及び権限並びに事務の範囲を乙に通知するものとする。

3 乙は、監督職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

4 監督職員は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、作業が完了したときは、甲の定める書面をもって甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の届け出を受理した日から起算して10日以内に成果物について検査を行い、検査に合格したときをもって成果物の引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け出をし、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引き渡すものとする。

(一般的損害)

第10条 この契約の成果物の引渡し前に生じた成果物の亡失、破損等はすべて乙の責任とする。但し、その損害の発生が甲の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(臨機の措置)

第11条 乙は、災害防止等のため特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(不可抗力による損害)

第12条 天災その他乙の責に帰しがたい事由により作業上、甲に損害を与えた場合において、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認められるものについては、その損害は甲が負担するものとする。

(第三者に対する損害)

第13条 乙は、作業の実施について、第三者に損害を与える恐れがあるときは、あらかじめ自己の費用をもって必要な予防措置を講じるものとする。

2 乙は、作業の実施について、第三者に損害を与えたときは、その折衝及び賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合は、この限りではない。

(代金の支払)

第14条 乙は、検査に合格したときは、適法な支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、当月末締め翌月末（請求書を受理した日の翌日から起算して支払期日までの期間を、以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

(支払遅延による遅延利息)

第15条 甲の責に帰すべき事由により、甲が約定期間内に代金を支払わないときは、この約定期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、当該金額に対し年 3.3パーセントの割合をもって計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

- 2 前項の定めにより計算した金額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(かし担保)

第16条 乙は、第9条第4項の引渡し後に発見された成果物のかしについて引渡しの日（当該かしが、乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、当該かしが発見された日）から1か年間担保の責を負わなければならない。

- 2 甲は、前項のかしの修補に代えて損害賠償の請求をすることができる。

(納期の猶予及び遅滞金)

第17条 乙の責に帰すべき事由により、頭書の請負期限までに作業を完了することができないときは、あらかじめ甲にその事由及び作業完了可能年月日を明示して期限の延伸を申し出るものとする。

- 2 甲は、期限を延伸しても契約の目的の達成に著しく支障がないと認めるときは期限を延伸することができる。
- 3 乙が期限を超えて作業を履行したときは、甲は前項の請負期限の延伸を承認した場合であっても、頭書の請負期限の翌日から起算して、作業が完了した日までの日数に応じて遅滞1日につき当該契約金額に年5パーセントの率を乗じて得た額の遅滞金を取得するものとする。ただし、その額が100円未満であるとき又は、天災地変等やむを得ない事由によるものであるときは、これを取得しない。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第18条 乙が、次号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として、**第22条の違約金**とは別に、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は

独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が、前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約金額の変更)

第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、次の各号に掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、協議の上、この契約の定める契約金額、その他これに関連する条件を変更することができる。

- (1) 仕様書その他契約条件の変更。
 - (2) 税法その他法令の制定又は改廃。
 - (3) 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他甲がやむを得ないと認めた理由に基づく条件の変更。
- 2 前項に定める契約金額の変更は、請負費内訳明細書に記載する価格によりこれを算出するものとし、これによりがたい場合には、甲乙協議してその金額を変更することができる。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なしに、契約書に定める期限までに、この契約を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が解約を申し出たとき。
 - (3) この契約の履行に関し、乙又はその代理人（下請人は代理人とみなす）、使用人に著しい不正な又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 乙が、破産の宣告を受け、又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続きの申立てがある場合など、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第22条 甲は、第20条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の100分の20に相当する金額を乙から違約金として取得するものとする。ただし、その額が100円未満であるとき又は第1号及び第2号に定める場合において、乙の責に帰しがい事由があるときは、これを取得しない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第23条 甲又は乙は、第20条又は第21条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。損害の算定にあたっては、自らの義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除くものとする。

(特許法等上の権利の損害の禁止)

第24条 乙がこの契約の履行にあたり、第三者の有する著作権法、特許法、実用新案法、意匠法若しくは商標法上の権利又は技術上の知識を侵害したため、甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(支払代金の相殺)

第25条 この契約により、甲が、乙から取得する金額があるときは、甲は、この金額と乙に支払う代金と相殺することができる。

(技術情報の取扱)

第26条 乙は、この契約の履行上において得た技術情報をすべて甲に開示するものとし、その内容についての利用及び処分の権利は、甲が特別に認めたもの及び乙が契約締結時既に所有していると立証されたものを除き、甲が所有するものとする。

2 乙が、甲に帰属する技術情報を甲との契約以外に利用し、又は第三者に開示しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。

(成果物の部分使用)

第27条 甲は、成果物の一部が完了した場合において必要があるときは、完了した部分について検査を行った後、その合格部分の全部又は一部を乙の同意を得て使用することができるものとする。

2 甲は、成果物の未完了の部分についてもやむを得ない場合においては、乙の同意を得てこれを使用することができるものとする。

3 前項の場合において、甲はその使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 甲は、第1項又は第2項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(成果物の自由使用权)

第28条 甲は、この契約の成果物を自由に使用することができるものとする。

(秘密の保全)

第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 個人情報の秘密保持については、本契約書附則に定めるところによる。

(紛争の解決)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判管轄)

第31条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するために、本契約証書2通を作成し、双方記名、捺印の上、各1通を保管する。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市貫井北町4-2-1
独立行政法人 情報通信研究機構
契約担当理事 鈴木茂樹

乙 住所
氏名

附 則

第1条（個人情報の秘密保持）

乙は、本件業務の遂行および契約の履行に関して知り得た甲の保有個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ）を、本契約の有効期間中のみならず、本契約解除後も永久に、正当な理由なく第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2条（個人情報の利用制限）

乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を本件業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

- 2 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を加工・複製してはならない。但し、事前に甲に対して加工、複写が業務上必要である旨を通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

第3条（安全対策）

乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して技術面および組織面において必要な安全対策を講じるものとする。

- 2 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を扱う業務の執行場所について入退管理や施錠、甲より提供を受けた甲の保有個人情報の持出時の管理等、適切な安全対策を講じるものとする。
- 3 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を適正に取り扱うため、乙の従業者（役員、正社員、契約社員、協力会社社員、派遣社員、アルバイト等雇用形態を問わない）に対して教育を行うものとする。
- 4 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報は、本件業務の終了後、甲の指示に従い、甲から提供を受けた個人情報並びにその複製物及び複写物のすべてを甲に返還し、又は、廃棄しなければならない。

第4条（再委託の制限）

乙は、甲の保有個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託業務の内容、再委託先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項のただし書に基づく再委託を行う場合において、再委託先に対して個人情報保護に関する十分な監督を行わなければならない。

第5条（報告及び監査）

乙は、甲に対し、甲より提供を受けた甲の保有個人情報の取扱状況につき、月に1回の割合で定期的に報告を行わなければならない。

- 2 甲は、事前に通知することなく、乙の個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況につき監査を行うことができる。
- 3 前項の監査の結果、個人情報の取扱状況が望ましくない場合及び契約が遵守されていないことが確認された場合、甲は乙に対して改善要求を行うことができるものとし、乙は、対応方法について甲と相談の上、速やかに対応しなければならない。

第6条（事故時の対応及び責任）

乙は、個人情報の漏えい等の事故が生じた場合には、速やかに甲に対しこれを報告し、適切な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。